

変えよう！杉並区政

杉並区議会議員 杉並わくわく会議代表

松尾 ゆり



わくわくレポート185号
2018.1.1.発行

連絡先：
杉並区下井草1-25-36
tel&fax：03-5930-3181

新年を迎え、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

昨年7月に都議会議員選挙、10月には衆議院の解散、総選挙が行われました。都議選では小池百合子知事の「都民ファースト」が圧勝しまし



賀正 2018

たが、総選挙直前につくられた同じ小池さんの「希望の党」は改選議席を割り込む敗北に終わり、3匹目のどじょうはいませんでした。

森友・加計問題隠しが目的とも言われた今回の急な解散ですが、政府がこれほど露骨な不正を行っていても選挙で負けない理由は有力な対抗勢力がないことにつきます。

世界情勢は緊迫しています。トランプ米大統領は朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対して「完全破壊」と脅し、安倍首相も「対話するときではない」と戦争を煽っています。

選挙の公示直後に米軍ヘリが墜落炎上、その後も保育園・小学校に相次いでヘリ部品が落下しました。こうした事故の原因究明すらできない日本は独立国とは言えません。

対米自立、自主外交を実現できる政治勢力を幅広く形成していく必要があります。

杉並区を振り返ると、年末の区議会では保育料の値上げと区長や区議会議員等の給与引き上げが同時に提案されました。区民には負担増を押しつける一方、自分たちの給料は引き上げるなどとんでもないことです。私は両案に反対しましたが賛成多数で可決されてしまいました。

主権在民、住民自治がこれほどないがしろにされていていいわけがありません。

今年も「変えよう！杉並区政」を合言葉に、皆様とご一緒に区政を追及して参ります。

今年6月は杉並区長選挙です
利権と開発の区政をストップしましょう！

<無理が通れば道理がひっこむ

～問答無用の区政になり果てた～
(平成28年度決算に対する反対意見より)

平成28年度の杉並区政を振り返ると、子どもたちが多く利用し愛着を持っている公園をつぶして保育園をつくるという暴挙が地域に深い傷と不信感を残しました。

公園ばかりでなく、区内各地でことごとく住民の意思をないがしろにして計画が進められ、田中区長の独断的な区政運営がきわまった年でありました。

高円寺小中一貫校建設に80億円の予算が投入されます。施設一体型小中一貫校ではなく、まだ新しい杉四小の校舎も活用して分離型小中一貫校にすれば、高円寺中の建て替えのみ、半額以下ですんだはず。あえて巨大で使いにくい校舎と狭い校庭の一体型にしたのはなぜか。教育よりも建設利権が優先されています。

あんさんぶる荻窪の財産交換に至っては、全く必要性のない交換をするために新しい複合施設建設と桃二小の改築前倒しをあわせて70億円もの予算が投入されます。30億円かけたあんさんぶるの建設費も無駄になります。保育園や児童館にかかるお金は少しでも削っていこうとする一方で、これら大規模工事の巨額予算がドンブリではどうしようもありません。

杉一小の改築計画変更にともない不要となった駐車場賃借料は総額1億3千万円と高額で、期間も不自然に長い契約です（裏面参照）。

上井草保育園の民営化では「標準偏差」を用いる特異な選定方法で、2位の事業者が1位になりました。選定の公正さに疑問があります。

持続可能な行財政とか財政規律といいますが、コツコツ節約しても利権でふっとんでしまいます。これらの理由をのべて決算認定に反対しました。

＜決算委員会の質疑から＞

★【地域区民センターで残業代不払い】

ある地域区民センターで運営委託事業者が常勤者に対して残業代を払っていない問題が発生しました。この質問をした時点では未払い分の賃金がすでに支払われて解決されていましたが、事業者との契約では、不正行為があれば契約解除の条件ともなり得ます。

杉並区では委託・指定管理事業者に対して社労士による「労働環境モニタリング」で労働法令違反がないかチェックを行っています。問題の事業者に対しては昨年実施したものの、今年度法令違反が発生していたことを区は把握できていませんでした。モニタリングの回数、頻度を増やす必要があります。

★【杉一小改築計画、駐車場に不当な支払い】

河北病院の移転改築経過に伴い（という動きもヘンな話なのですが）杉一小改築計画が抜本的に変更されました。しかし、すでに変更前の案に従って2億円が執行されており、うち1億3千万円が代替運動場の賃貸料でした（月880万円、平成28年4月～29年6月）。当初計画で仮設校舎の運用は30年4月からの予定でしたが、使用予定の2年も前から借りており、しかも使用実績はゼロ。完全にムダな出費となりました。

区は駐車場管理会社に転貸し月340～360万円の賃貸料を得ていましたが、区が借りる前から同地は駐車場であり地主さんは同額程度の賃貸料を得ていたと思われ、区が借りた際には1か月当たり500万円以上も上積みされています。

そもそも学校建て替え時に代替運動場を借りた例はなく、現在工事中の桃二小も他の学校の校庭などを借りています。杉一小の場合だけわざわざ代替運動場を確保するのは不自然です。

地主さんはハンコ1つで1億3千万円を受け取り濡れ手アワ。不当な利益供与と見られても仕方ありません。

★【小中学校の特別教室エアコンをつけて】

小中学校の特別教室のエアコンのうち理科室はすべて設置済みですが、家庭科室、図工室は約半数が残っています。28・29年度で行う計画

だったのですが、途中で計画が変更されました。今年度は小学校2校、中学校1校の3校だけです。

教育委員会からは「教育の機会均等のため29年度で小学校の家庭科室、図工室、中学校の家庭科室につけたかったが、実行計画改定の中で計画外となった。小中学校PTA協議会や保護者から強いご要望をいただいております、来年度にむけては十分検討していきたい」との答弁でした。

整備するために必要な金額は1億3千万円。前項の駐車場賃貸料と変わらない金額です。優先順位が間違っています。

★【議事録と称するのも恥ずかしい代物】

上井草保育園民営化の事業者選定についての議事録を情報公開請求したところ1枚ピラで、議題しか書いてないようなものでした(右図。これで1回分の全部)。

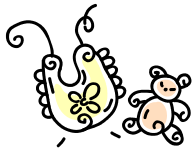
他区、例えば港区ではちゃんと議論の経過がわかる議事録が公式ホームページ上でも公開されています。

しかし、杉並区は他の分野でも議事録がまともに残っていないことが多々あります。

公文書管理法では第4条(※)に行政文書の作成が定められており、国の機関は意思決定の過程がきちんとあとづけられるようにしなくてはならないというルールがあります。杉並区でも公文書管理条例を定める必要があると指摘しました。区の答弁は「すでに条例を施行している自治体もある。歴史的な文書の保存、公文書管理館をどうするかなどさまざまな課題があり、必要性も含めて検討している」とのことでした。

※ 第4条 行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。

名称	杉並区立上井草保育園民営化に伴う整備運営事業者選定委員会 第1回
日時	平成29年6月7日(水) 午後7時から午後9時まで
会場	東横6階 教育委員会室
委員	福川委員、五十嵐委員、池田委員、栗原委員、中島委員、鈴木委員、中村委員、西澤委員、上林委員、佐藤委員
事務局	保育園施設担当課長 津、保育園施設支援担当課長 毛利、保育園設計課係長 佐藤、保安支援係長 奥田、保育園設計課係長 新上、高松
次第	1 委員自己紹介 2 選定委員会について 3 審査基準(案)について 4 第2回選定委員会(審議事項)について 5 スケジュールの確認等 6 連絡事項
配布資料	資料1 選定委員及び事務局名簿 資料2 杉並区プロポーザル選定委員会条例 資料3 杉並区立上井草保育園民営化に伴う整備運営事業者審査基準(案) 資料4 整備運営事業者審査審査後採点表(案) 資料5 審査指針(案) 資料6 選定スケジュール(案)
内容	1 委員自己紹介 2 選定委員会について ・ 選定委員会会長及び職務代理の決定 3 審査基準(案)について ・ 審査基準の決定 ・ 委員より提案があり、標準備案の導入を決定 4 第2回選定委員会(審議事項)について ・ 採点表の決定 5 スケジュールの確認等 ・ 今後のスケジュール確認 6 連絡事項



保育料値上げ、民営化、待機児童問題

～杉並の保育が大きく転換される～

わくわくレポート no.185 保育編



★1【待機児童問題】

杉並区は平成29年4月1日時点の待機児童を29人と発表し「杉並の保育、危機を回避！」と大々的に宣伝しました。しかし、杉並区の「待機児童数」は区保育室や認証保育などの認可外施設に入所した人を除外しているため、待機児童の実態とは大きくかけ離れています。朝日新聞の調査では杉並区の待機児童は1,853人で全国5位でした(表)。「危機回避」どこではありません。

<隠れ待機児童数>			
		(隠れ待機児童)	待機児童)
1位	横浜市	3257人	2人
2位	川崎市	2891人	0人
3位	港区	2510人	171人
4位	大阪市	2264人	325人
5位	杉並区	1853人	29人

(朝日新聞調べ)

★2【保育料値上げ】

年末の区議会で可決された保育料値上げでは、生活保護世帯を除く全世帯がもれなく値上げの対象となります。具体的には、

- ・住民税非課税世帯：これまで負担ゼロだったが今後は有料に(23区内での前例は6区のみ)。
- ・年齢区分：これまで「3歳未満」「3歳」「4歳以上」の3区分だったのが「0歳」「1・2歳」「3歳以上」の区分に変わり、特に0歳、4・5歳での引き上げ率が高い。
- ・引き上げ率：0歳児については2割程度、1～3歳児については1割程度、4・5歳児については1～3割程度の引き上げ。

<保育料とはなにか。保育とはなにか。>
(保健福祉委員会における松尾ゆりの質疑より)

- ・保育料は「サービス購入の対価」ではない。児童福祉法では「保育にかかる経費は市町村が負担する。その一部または全部を利用者から徴収することができる」と規定。
- ・同じく「能力に応じて負担」とも規定され、所得に応じて負担するのが原則。
- ・保育は就労支援サービスではない。親の所得や就労状況によらず「保育に欠ける」子どもに健全な生活を保障するための「児童福祉」。
- ・23区は保育料を他地域よりもかなり安く抑えている。それは、生活費がかかる都市部において子育て世帯を応援するため。

★3【区立保育園の民営化】

区立保育園の民営化方針(「今後の区立保育園の役割と民営化の方針について 保育のあり方検討部会報告」)が発表されました。区役所の内部だけで検討したもので、区民には全く公開されていません。報告書を見ても審議の経緯は全くわかりません。杉並区は意思形成過程が本当にブラックボックスです。

松尾ゆりは、他区の状況を調べ、杉並区と違い慎重に進めていることを指摘しました。それぞれの区が理念を持って進めています(右表)が、杉並区は「民営化ありき」で理念がありません。具体的には、

- ・区内を7地域に分け、各地域2園を中核園とする。障害児指定園を14園指定。これらは区立として存続。
- ・中核園と障害児指定園は重なる場合もあり、最悪区立園は14園(現在の3分の1)になる可能性もある。
- ・平成36年までに6園を民営化する。現在進行中の上井草、杉並のほかに新たに中瀬、井荻保育園が指名された。
- ・指定管理(公設民営)の7園も民設民営に移行する。これは上記6園とは別枠(つまり平成36年までに最大13園民営化の可能性)。
- ・これまでには保育園の老朽建て替え時に民営化していたが、今後は園舎の新しい園も民営化する。その場合、土地建物は区有のまま賃貸する。

<23区の事例>

- 北区：区立を4園新設。
- 文京区：1園のみ民営化、その後は民営化しない方針に転換。
- 江戸川区：民営化した園は全て、区内の私立幼稚園・保育園が共同で設立した法人が運営。
- 世田谷区：民営化はせず区立を統廃合、跡地を民間保育園に。

すべての区が民営化まっしぐらではなく、民営化しないと決めた区もあります。